

電気の使用

展示室で電気工事を伴う電気を利用する場合は、利用開始日の10日前までに「電気利用届出書」を提出し、当センターの承認を受けてください。電気工事は「電気工事業の登録」を受けた業者の「電気工事資格」を有する者が実施してください。電気事業法・電気工事士法・電気設備技術基準等の関係法令に基づいて施工し、当センター職員の点検を受けてください。

※配線ピットのみ（1か所15A/半室ごとに20か所のみ）ご利用の場合は申請は不要です。
ご不明な点はお問合せください。

■電気設備の容量とコンセント設備

分電盤 *ご利用には電気 工事及び関連書類 の提出が必要です	●単相 100V：各室に11KVA分電盤が18か所、計198KVA／1室（9か所、計99KVA／半室） ●三相 200V：各室に8.5KVA分電盤が18か所、計153KVA／1室（9か所、計76.5KVA／半室）
コンセント設備 *電気工事及び 関連書類の提出 は不要です	●床コンセント：東西に走る10本の配線ピット内に100V1500W E付2口コンセントが4か所ずつ、計40か所（20か所／半室） ●天井コンセント：東西に走る12本の固定バトンに沿って100V1500W E付2口コンセントが10か所ずつ、計120か所（60か所／半室） *天井コンセントは2口コンセント1か所につき150Wまでとなります。 *ご利用には有資格者による高所作業が必要です。

1. 電気工事をする際、当センターに提出が必要な書類

利用開始日10日前までに下記の書類を提出してください。

《提出書類》

・「電気利用届出書」 ・「電気工事配線図面」（利用階ごと） ・「展示室使用電力算出表」

電気工事を当日終了するまでに以下の書類を提出してください。

《提出書類》

・「電気工事点検票兼検査票」 ・「展示室絶縁抵抗測定値表」

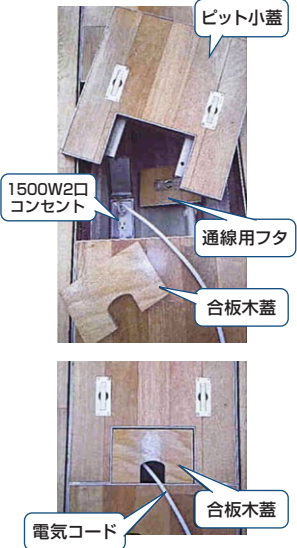
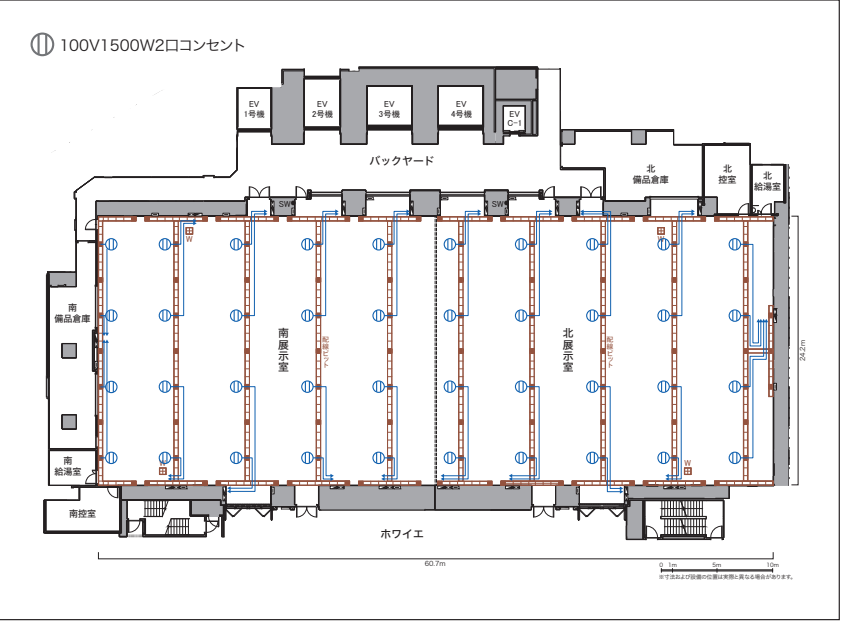
2. 施工上の注意事項

- 来場者が常時通行するところへの床配線や仮設分電盤の設置はできません。やむを得ず床配線をする場合は、つまづき防止等の保護措置を講じ、事故防止に万全を期してください。
- 水気のある場所で使用する電気機器は必ず接地してください。
- 電気消費量が相当多く見込まれる場合には、施工責任者が常駐管理してください。

3. 施工連絡と通電、撤去確認

- 当センター以外の者による分電盤の通電／遮断操作は禁止します。
- 工事完了後、「電気工事点検票兼検査票」および「展示室絶縁抵抗測定値表」を当センターの施設管理担当に提出してください。届け出図面どおりの施工となっているか、絶縁抵抗測定値に問題がないかなどを点検し、安全確認の上で通電します。
- 撤去工事終了時も施設管理担当へ連絡してください。原状復帰状況を確認いたします。

■ 展示室の配線ピット内 コンセント位置



ピット小蓋の通線用フタはピット内に収納して、電気コードはコンセントに挿し、通線用穴部分に合板木蓋をかぶせてください。